

四條畷市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という）を貸し出すことにより、心停止者への迅速な救命活動体制を整備し、市民の安全と安心の確保を図ることを目的とする。

（貸出台数等）

第2条 貸出しを行うAEDは1台とし、地域振興課が管理する。

（対象行事）

第3条 AEDの貸出しの対象となる行事は、市民が参加するスポーツ競技、祭典・式典、講習会その他のイベントとする。

（対象団体）

第4条 AEDの貸出しの対象となる団体は、前条に規定するイベントを主催する団体等とする。

（貸出期間）

第5条 AEDの貸出期間は、イベントの開催期間を含み、7日間を限度とする。

（無償貸出）

第6条 AEDの貸出しについては、無償とする。

（貸出申請）

第7条 AEDの貸出しを受けようとする団体等の代表者は、AED貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（貸出承認）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、貸出しを承認する場合は、当該申請をした者にAED貸出承認書（様式第2号）を交付するものとする。

（管理等）

第9条 AEDの貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は、AEDを常に良好な状態で保管し、機器の特殊性に配慮した管理に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）AEDは、取扱説明書に基づき適切に使用すること。

(2) A E Dを目的外に使用しないこと。

(3) A E Dを転貸し、又は譲渡しないこと。

(実績報告)

第10条 利用者は、A E Dを返却する際に、A E D利用実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(破損等の報告)

第11条 利用者は、A E Dを破損し、又は紛失した場合は、A E D破損・紛失報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失によりA E Dを破損し、又は紛失した場合は、その原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(返還)

第13条 市長は、利用者がA E Dの貸出しを必要としなくなったときその他市長が特に必要と認めたときは、利用者からA E Dを返還させることがある。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月21日から施行する。

かしたしんせいしょ
AED貸出申請書

ねん がつ にち
年 月 日

し じょうなわてし ちょう あて
四條 巖市長 宛

申 請 者	だんたいとう めいしょうおよ だいひょうしゃ しめい 団体等の名称及び代表者の氏名
	じゅうしょ 住所
	でんわ 電話

じ どうたいがいしきじょさいどう き かした う か き しんせい
AED(自動体外式除細動器)の貸出しを受けたいので、下記のとおり申請します。

き
記

い べ ん と めいしょう イベント名称	
い べ ん と かいさいき かん イベント開催期間	ねん がつ にち 年 月 日から ねん がつ にち 年 月 日まで
い べ ん と ないようおよ イベント内容及び さん か よていにんずう 参加予定人数	ないよう 内容 さん か よていにんずう (参加予定人数) _____ 名
い べ ん と かいじょう イベント会場	
かしたしき ぼう き かん 貸出希望期間	ねん がつ にち 年 月 日から ねん がつ にち 年 月 日まで
れんらくさき 連絡先	じゅうしょ 住所 しめい 氏名 でんわ ばんごう 電話番号

かしたししょうにんしよ
AED貸出承認書

ねん がつ にち
年 月 日

さま
様

しじょうなわてしちょう
四條 畷 市長

かき
下記のとおり、AED(自動体外式除細動器)の貸出しを承認します。

き
記

いべんとめいしょう イベント名称	
かしたしきかん 貸出期間	ねん がつ にち 年 月 日から ねん がつ にち 年 月 日まで
とつきじこう 特記事項	①「四條 畷 市自動体外式除細動器(AED)貸出要綱」を遵守すること。 ②利用後は、AED利用実績報告書(様式第3号)を添えて速やかに返却すること。

り ようじっせきほうこくしょ
AED利用実績報告書

ねん がつ にち
年 月 日

し じょうなわて し ちょう あて
四條 巖 市長 宛

報 告 者	だんたいとう めいしょうおよ だいひょうしゃ しめい 団体等の名称及び代表者の氏名
	じゅうしょ 住所
	でんわ 電話

か き じ どうたいがいしきじょさいどう き り ようじっせき ほうこく
下記のとおり、AED (自動体外式除細動器) の利用実績を報告します。

き
記

い べ ん と めいしょう イベント名称	
か し だ し き かん 貸出期間	ねん がつ にち 年 月 日から ねん がつ にち 年 月 日まで
と っ き じ こ う 特記事項	※AEDを じっさい に使用した場合は、その じょうきょうどう を記入してください。

AED ^{は ぞん}破損・^{ふんしつ}紛失^{ほうこくしょ}報告書

ねん がつ にち
年 月 日

し じょうなわてし ちょう あて
四條 巖市長 宛

報 告 者	だんたいとう めいしょうおよ だいひょうしゃ しめい 団体等の名称及び代表者の氏名
	じゅうしょ 住所
	でんわ 電話

か き じ どうたいがいしきじょさいどう き は ぞん ふんしつ ほうこく
下記のとおり、AED (自動体外式除細動器)の破損・紛失について報告します。

き
記

い べ ん と めいしょう イベント名称	
か し だ し き かん 貸出期間	ねん がつ にち 年 月 日から ねん がつ にち 年 月 日まで
は ぞん ふんしつ 破損・紛失の じょう きょう 状況	